

令和7年度島根大学高度IT人材育成事業 イノベーション創出型支援事業公募要領

1. 目的

島根県と島根大学が連携して、県内 IT 産業の持続的な成長と活性化に必要な高度 IT 人材の育成と県内就職促進のための取組を実施する。

本業務では、島根大学の学生と県内 IT 企業で構成されるチームが IT を活用して企業課題の解決を目指すことで、学生が新規事業創出のプロセスを学び、その際に必要となる実践的な開発技術の習得を図る。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	令和7年度島根大学高度IT人材育成事業イノベーション創出型支援業務
(2)委託予定事業者数	2事業者
(3)委託期間	契約締結日から令和8年3月31日まで なお、委託期間については予算措置状況及び令和7年度の業務内容確認資料を確認の上、翌年度も委託することを検討する。
(4)業務の内容	別紙「業務仕様書」のとおり
(5)業務対象となる講座	別紙「2025年度システム創成プロジェクト日程」のうち、「イノベーション創出型1年目」の欄に記載された講座の全日程を対象とする。
(6)留意事項	第493回島根県議会（令和7年2月定例会）において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の公募を取りやめます。

3. 応募資格

- (1) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合はコンソーシアムの構成員のうち1以上は県内法人であること
- (3) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員

と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集スケジュール等

企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び審査会への出席を依頼する。

(1)企画提案参加申込書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加申込書（様式1、2）及び、添付書類（詳細は様式1参照）を令和7年3月7日（金）までに持参または郵送（郵便書留に限る。）により1部提出すること。 ※持参、郵送いずれの場合も受付時間は9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとする。
(2)参加資格通知予定日	令和7年3月10日（月） ※参加資格を有しないと判断された場合は本企画提案に参加できない。 ※参加資格のある者には、本業務の前提となる企業課題の概要について案内するので、それに沿った提案書を作成すること。
(3)質疑の受付期間	質疑がある場合は、質問書（様式3）を作成し、令和7年2月26日（水）正午までに持参または電子メールにより提出すること。
(4)質疑の回答方法	受け付けた質問をとりまとめ、県HP「入札情報」に掲載して回答する。
(5)質疑の回答予定日	令和7年3月3日（月）
(6)企画提案書の提出	企画提案への参加資格があると通知された者は、令和7年3月17日（月）17時までに企画提案書（様式4）を提出すること。 ※企画提案書の作成及び提出方法等の詳細は次頁5参照
(7)提案者プレゼンテーション及び審査会	企画提案に係る審査会は令和7年3月下旬に県庁周辺の会場で開催予定。プレゼンテーションの時間及び場所は、企画提案参加申込者に別途通知する。
(8)提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに企画提案書のプレゼンテーションを行った後に、審査委員からの質問時間を設ける。
(9)審査結果の通知	令和7年3月下旬
(10)提出先及び問い合わせ先	島根県商工労働部産業振興課 産業デジタル推進室 担当：船越・下 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本館2階） TEL：0852-22-6220 FAX：0852-22-5638 Mail：sangyo-digital@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)提出書類	<p>①企画提案書（様式4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式4の記載事項に従い作成すること。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ・図表等は必要に応じA3判の折り込みも可能とする。 <p>※提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>②見積書</p> <p>内訳が分かる見積書を企画提案書に添付すること。</p> <p>※見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。</p> <p>③認定証（「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」に該当する場合）</p> <p>④登録証（「しまね女性活躍応援企業」に該当する場合）</p> <p>※③、④はコピーでOK（審査時の加点対象とする）。</p>
(2)提出方法	<p>上記提出書類を令和7年3月17日（月）17時までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）により5部ずつ提出すること。</p> <p>※持参、郵送いずれの場合も受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとする。</p>

6. 提出書類に係る留意事項

- (1) 本説明書に基づき提出された書類は返還しない。
- (2) 提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。
- (3) 本企画提案で提出する書類への押印は全て省略可能とする。
※委託予定事業者として選定された後の契約書作成時には押印が必要。

7. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、各応募企業のプレゼンテーションのもと、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合、委託予定事業者を選定しないことがある。
(2)審査内容	<p>①事業に対する理解度及び業務に対する意欲</p> <p>島根大学・島根県事業としての目的を理解していること。 また島根大学の学生と共同した取組の実装に向けて意欲があるか。</p> <p>②提示課題に対する解決手段の提案内容</p> <p>ユーザー企業（業界）への理解度、また学生案を踏まえた課題解決の提案が出来ているか。</p> <p>③競合サービス・製品の分析</p> <p>競合となるサービス・製品を詳細に分析し、それらとの差別化要因を明確化しているか。</p> <p>④DXへの理解及び学生指導の実績</p> <p>ユーザー企業へのDXの提案及びそれに伴う開発に関する実績の有無</p>

	<p>(本事業での生かし方)。 過去のシステム創成プロジェクトへの参加実績。</p> <p>⑤業務実施体制 実務責任者、従事者に本業務を実施する能力、経験が豊富であり、継続して安定した業務を行うことが出来ると示されているか。 学生への指導プランを有し、その体制が構築されているか。</p> <p>⑥女性の活躍推進に向けた県内事業者には下記内容に合わせて加点する。 i) 「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」、「しまね女性の活躍応援企業」のいずれか一つに該当する場合 ii) 上記の両方に該当する場合 ※加点は100点満点中とする。</p>
(3)採否の通知	令和7年3月下旬に、提案者全員に書面で通知する。

8. 契約内容等

(1)委託期間	契約締結日～令和8年3月31日
(2)委託料上限額	1事業あたり2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
(3)契約方法	委託予定事業者と委託内容を協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。 なお、採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、契約に基づき前金払することができる。
(5)一括下請等の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められるときは、県と協議の上その一部を再委託することができる
(6)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、契約保証金の納付について、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除される場合がある。
(7)個人情報の保護	本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。